

『あしたの、よろこび』の商品概要

正式名称：通貨選択生存保障重視型個人年金保険

1. 商品の主な特徴

【特徴1】契約後「すぐに*1」「ずっと*2」年金を受取れます。

- ・据置期間は、0年*3～10年（年単位）より選べます。
- ・据置期間0年を選択された場合は、ご契約日の1か月後から一生涯年金をお受取りいただけます*4。
 - *1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。
 - *2 終身年金を選択された場合です。
 - *3 確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。
 - *4 第2回目以降の年金は、契約日の年単位の応当日に支払われます。

【特徴2】死亡保障を抑えることで、年金額をより大きくする工夫があります。

- ・終身年金の場合、死亡保障を低く抑えた年金種類を選択することで、年金額をより大きくすることができます。
- ・年金の種類は、死亡時の保証割合が異なる以下の3種類の終身年金および確定年金から選択できます。
- ・据置期間を長くすることで、年金額をより大きくすることができます。
 - ※「純粋終身年金（死亡時保証なし型）」を「死亡時保証なし型終身年金」、「死亡時保証金額付終身年金（保証割合80%）」を「死亡時保証80%型終身年金」、「死亡時保証金額付終身年金（保証割合100%）」を「死亡時保証100%型終身年金」と表記しています。

【特徴3】外貨の好金利で運用します。

- ・契約通貨は、米ドル、豪ドルから選択できます。
- ・ご契約時の積立利率を年金支払期間に適用し、契約通貨建ての年金額はご契約時に確定します。

2. 各終身年金の特徴について

死亡時保証なし型終身年金	死亡時保証80%型終身年金	死亡時保証100%型終身年金
年金支払期間中の死亡一時金を「なし」にすることで、 <u>年金額は、「死亡時保証80%型終身年金」、「死亡時保証100%型終身年金」と比べ最も大きくなります。</u> 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、 <u>死亡一時金はありません。</u>	年金支払期間中の保証割合*5を基本保険金額の「80%」に抑えることで、 <u>年金額は、「死亡時保証なし型終身年金」より小さく、「死亡時保証100%型終身年金」よりも大きくなります。</u> 死亡時保証期間中*6は保証割合*5を80%とした死亡保障があります。	年金支払期間中の保証割合*5として基本保険金額の「100%」を確保しており、 <u>年金額は、「死亡時保証なし型終身年金」、「死亡時保証80%型終身年金」と比べ、最も小さくなります。</u> 死亡時保証期間中*6は保証割合*5を100%とした死亡保障があります。

*5 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

*6 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

3. 主なお取扱い

年金種類		<p>死亡時保証なし型終身年金</p> <p>死亡時保証80%型終身年金</p> <p>死亡時保証100%型終身年金</p>	<p>確定年金</p>
契約通貨		米ドル／豪ドル	
一時払 保険料	最低	5万ドル（1ドル単位）	
	最高	5億円（契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額）	
	円入金特約を 付加した場合	500万円以上5億円以下（1万円単位）	
	外貨入金特約を 付加した場合	<p>払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。</p> <p>※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドルに限ります。</p>	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳～90歳	50歳～89歳	
据置期間	<p>0年～10年</p> <p>※据置期間0年は、保険契約者と年金受取人が同一人で終身年金の場合に限り選択いただけます。</p>	<p>1年～10年</p> <p>※据置期間と年金支払期間の合計で40年未満とします。</p>	
年金支払期間	終身	<p>15年・20年・25年・30年・35年</p> <p>※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。</p>	
年金支払開始年齢	50歳～90歳	51歳～90歳	
保険料の払込方法	<p>一時払のみ</p> <p>※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。</p>		
増額／一部解約	お取扱いいたしません。		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です。		
付加できる主な特約	<p>遺族年金支払特約・指定代理請求特約</p> <p>円入金特約・外貨入金特約・円支払特約・年金円支払特約</p>		

4. この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

●為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

●市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。解約の他に、死亡時保証 80%型終身年金、死亡時保証 100%型終身年金および確定年金において一括で年金を受取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

●預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

●諸費用に関する事項の概要について

【ご契約時にご負担いただく費用】

契約初期費用として、一時払保険料に対して 5%を一時払保険料から控除します。

【据置期間中にご負担いただく費用】

- ・据置期間中に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

したがって、据置期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

- ・積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

【外貨で契約を締結することで生じる費用】

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート（TTS）	TTM+50 銭
外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約または年金円支払特約により、保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート（TTB）	TTM-50 銭

【年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）】

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%*1	年金支払日に責任準備金から控除
死亡一時金を支払うための費用*2	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

*1 上記費用は上限です。なお、契約日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

*2 死亡時保証80%型終身年金、死亡時保証100%型終身年金のみに適用します。

【解約時にご負担いただく費用】

解約時にご負担いただく費用はありません。